

11-19. 地域医療連携福祉センター

I. 地域医療連携福祉センターの特殊性

1. 地域医療連携福祉センターは、入院患者の退院調整、外来患者の在宅療養調整を行っている部署であり、病棟や外来に出向いてもしくはセンター内で対面にて面談を行う。横断的に活動しているため、感染症に罹患すると自らが伝播者となる可能性がある。
2. 危険性の高い感染症に罹患もしくは保菌状態の患者の転院や自宅退院には、先方の医療機関や支援者が困らないように正確な感染情報および対応策を説明する必要がある。
3. センターがある外来新棟 1 階は外来治療センターがあり、易感染状態になりやすい外来化学療法を受けている患者が待機する場所、および利用するトイレがある。

II. 地域医療連携福祉センターの感染防止策

1. 個々の患者の感染予防策に合わせ面談を行うほか、インフルエンザ等の流行時には、面談時に必ず手洗い励行・マスク着用をする。スタッフはインフルエンザワクチンをできるだけ接種する。
2. 転院および在宅療養調整に感染症対策が課題となる場合は、依頼診療科および感染制御部と相談し対応する。
3. 外来新棟 1 階共有部分は、特に冬期間は接触予防策を講じて対策する。

地域医療連携福祉センター 石岡明子

(H14. 2 作成・H16. 3 内容確認・H19. 3/30 改訂・H22. 3 内容確認・H25. 4・H28. 5 改訂)